

防府商工会議所事業補助金交付要綱

平成31年4月1日制定

(趣旨)

第1条 市長は、市内商工業の総合的な振興を図るため、商工会議所法(昭和28年法律第143号。)の定めにより設立された防府商工会議所(以下「会議所」という。)が実施する事業に要する経費の一部に対し、防府市中小企業振興条例及び同条例施行規則又はこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の名称、補助の対象となる事業、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 会議所は、補助金の交付を受けようとするときは、防府商工会議所事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(目的、内容及び効果を記載のこと)
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、補助金の交付を決定し防府商工会議所事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により会議所に通知する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業計画の変更)

第5条 会議所は、当該事業を変更又は中止しようとするときは、速やかに防府商工会議所事業補助金計画変更・中止承認申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査

し適当と認めるものについて、防府商工会議所事業補助金交付決定変更通知書（第4号様式）により通知する。

（事業完了届及び実績報告書）

第6条 会議所は、当該事業を完了したときは、防府商工会議所事業補助金完了届兼実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該事業が完了した日から30日以内又は会計年度末のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

（1）事業報告書（当該事業の成果を記載のこと）

（2）収支決算書

（3）その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府商工会議所事業補助金交付確定通知書（第6号様式）により通知する。

（補助金の交付請求）

第8条 会議所は、補助金の交付を受けようとするときは、防府商工会議所事業補助金交付請求書（第7号様式）に前条に規定する確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（概算払）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。ただし、概算払により交付できる額は、防府商工会議所事業補助金交付決定通知書に記載された補助金交付額を上限とする。

2 会議所は、前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、防府商工会議所補助金概算払請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払の精算）

第10条 会議所は、前条の規定により概算払による補助金の交付を受けた場合において、第7条による通知を受けたときは、防府商工

会議所事業補助金概算払精算書（第9号様式）により精算手続きを取るとともに、不足が生じた場合にあっては不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

（補助金の交付決定の取消）

第11条 市長は、会議所が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金が既に交付されているときは、防府商工会議所事業補助金返還命令書（第10号様式）によりその返還を命ずることができる。

- （1）偽りの申請その他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- （2）補助金の交付に関して付した条件に違反したとき
- （3）この要綱に違反したとき
- （4）補助金を当該事業以外の用途に使用したとき
- （5）当該事業の施行方法が、不正、怠慢その他不適当であると認められるとき
- （6）事業実施期間内に完了する見込みがなくなったとき
- （7）その他、市長が不適当と認めたとき

2 前項の規定は、第7条の規定による交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

（補助対象事業の経理）

第12条 会議所は、補助対象事業に係る収支を記入した帳簿を設けて支出関係書類及びその他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

（検査等）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、会議所に対し報告を求め、又は関係職員をして帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは調査させることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な

事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

補助金の名称	補助対象事業	補助対象経費	補助金額
<p>小規模企業者 育成支援事業 補助金</p>	<p>経営・税務・労務に関する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費（講師謝金、専門家謝金） ・旅費（講師旅費、専門家旅費） 	<p>市長が 認める額</p>
	<p>市内企業従業員の研修に関する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 ・印刷製本費 	
	<p>その他市長が小規模企業者育成支援事業補助金の対象に該当すると認める事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通信運搬費（郵送料、配送料） ・広告料 ・手数料（振込手数料） ・委託料 ・使用料及び賃借料（会場使用料、機器使用料） ・その他市長が特に必要と認める経費 	
<p>中小企業 サポート事業 補助金</p>	<p>相談機能の強化に関する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬（嘱託職員） ・手当（嘱託及び臨時職員の通勤手当、時間外勤務手当、期末手当） 	<p>市長が 認める額</p>
	<p>その他市長が中小企業サポート事業補助金の対象に該当すると認める事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金 ・共済費（社会保険料、雇用保険料、労災保険料） <p>中小企業相談所と別の場所に相談所を設置して相談対応を行う場合は、下記経費も含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 ・光熱水費（電気代、ガス代、上下水道代） ・通信運搬費（電話料、通信回線料） ・手数料（振込手数料） ・委託料（警備委託料等） ・使用料及び賃借料 	

中 小 企 業 活 力 向 上 事 業 補 助 金	施策情報等の効果的 な提供に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費（講師謝金、専門家謝金） ・ 旅費（講師旅費、専門家旅費） ・ 消耗品費 	市長が 認める額
	金融機関等と連携し て行う経営支援に関 する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費（郵送料、配送料） ・ 広告料 	
	専門家（中小企業診断 士等）による個別相談 に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料（振込手数料） ・ 委託料 ・ 使用料及び賃借料（会場使用料、機器 使用料） 	
	市内企業の経営資源 の活用に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他市長が特に必要と認める経費 	
中 小 企 業 活 力 向 上 事 業 補 助 金	その他市長が中小企 業活力向上事業補助 金の対象に該当する と認める事業		
企 業 の 魅 力 発 信 事 業 補 助 金	採用説明会の開催等 企業情報の発信に関 する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費（講師謝金、専門家謝金） ・ 旅費（講師旅費、専門家旅費） ・ 消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費（郵送料、配送料） ・ 広告料 ・ 手数料（振込手数料） ・ 委託料 ・ 使用料及び賃借料（会場使用料等） ・ その他市長が特に必要と認める経費 	市長が認める 額

※ただし、受講料や他の補助金等の収入がある場合は、補助対象経費から当該収入の額を差し引くものとする。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団体名

代表者

年度防府商工会議所事業補助金交付申請書

防府商工会議所事業補助金の交付を受けたいので、防府商工会議所事業補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の名称

2 交付申請額 金 円

3 関係書類

（1）事業計画書（目的、内容及び期待される効果を記載のこと）

（2）収支予算書

（3）その他

第2号様式（第4条関係）

号

年 月 日

様

防府市長

年度防府商工会議所事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった防府商工会議所事業補助金について、下記のとおり交付決定したので、防府商工会議所事業補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

記

1 補助金の名称

2 交付決定額 金 円

3 条 件

- ① 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。
- ② 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。
- ③ 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団体名

代表者

年度防府商工会議所事業補助金計画変更・中止承認申請書

年 月 日付、指令防商第 号で交付決定を受けた防府商工会議所事業補助金計画を変更・中止したいので、防府商工会議所事業補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1 事業計画変更・中止の理由及び内容

2 変更となる補助金の額

変更前 円

変更後 円

増 減 円

3 添付書類

（1）事業計画変更・中止の内容に関する書類

（2）その他

第4号様式（第5条関係）

号

年 月 日

様

防府市長

年度防府商工会議所事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付で変更申請のあった防府商工会議所事業補助金について、下記のとおり補助金の交付決定額を変更したので、防府商工会議所事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 補助金の名称

2 変更交付決定額 金 円

変更前 円

変更後 円

増減額 円

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団体名

代表者

年度防府商工会議所事業補助金完了届兼実績報告書

年 月 日付、指令防商第 号 で交付決定を受けた防府商工会議所事業補助金について、事業が完了しましたので、防府商工会議所事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 補助金の名称

2 関係書類

（1）事業報告書（目的、内容及び成果を記載のこと）

（2）収支決算書

（3）その他

第6号様式（第7条関係）

号
年 月 日

様

防府市長

年度防府商工会議所事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった防府商工会議所事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、防府商工会議所事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金の名称

2 交付決定額 金 円

3 交付確定額 金 円

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団体名

代表者

年度防府商工会議所事業補助金交付請求書

年 月 日付指令防商第 号で交付決定のあった防府商
工会議所事業補助金を交付されるよう、防府商工会議所事業補助金交
付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の名称

2 請求額 金 円

交付決定額

交付確定額

既交付額

振 込 先 金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合						
	支店・支所・出張所						
口座番号・種別							1：普通 2：当座
口 座 名 義							

第 8 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団体名

代表者

年度防府商工会議所事業補助金概算払請求書

年 月 日付指令防商 号で交付決定のあった防府商工会議所事業補助金について、防府商工会議所事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり概算払請求します。

記

1 補助金の名称

2 概算払請求額 金 円

交付決定額

既交付額

振 込 先 金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合						
	支店・支所・出張所						
口座番号・種別							1：普通 2：当座
口 座 名 義							

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団体名

代表者

年度防府商工会議所事業補助金概算払精算書

概算払を受けた防府商工会議所事業補助金について、防府商工会議所事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり精算します。

記

1 補助金の名称

2 請求額・返納額 金 円

概算払額

清算金額

差引額

第10号様式（第11条関係）

号

年 月 日

様

防府市長

年度防府商工会議所事業補助金返還命令書

年 月 日付で申請のあった防府商工会議所事業補助金について、防府商工会議所事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

1 補助金の名称

2 返還すべき金額 金 円

交付決定額

交付確定額

既交付額